

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十五号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則（昭和三十二年広島県規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表参事の項の次に次のように加える。

経営企画監	局	上司の命を受け、施策及び局の運営に関する総合調整の事務を総括し、及び整理する。	必要に応じ置く。
-------	---	---	----------

別表第一号の表中

主幹	課
主任専門員	課
主査	課
事業推進員	課
専門員	課
主任	課
主事	課
技師	課

を

主幹	局及び課
主任専門員	局及び課
主査	局及び課
事業推進員	局及び課
専門員	局及び課
主任	局及び課
主事	局及び課
技師	局及び課

に改め、

同表備考2を同表備考3とし、同表備考1の次に次のように加える。

- 2 局（局長の項、経営戦略審議官の項、都市技術審議官の項、部長の項及び局付の項に掲げるものを除く。）には、広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）第四条に基づく危機管理監が含まれる。

別表第二号イの表中「税務査察監」を「地方税総括管理監」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（職員の研修に関する規則の一部改正）
- 2 職員の研修に関する規則（昭和三十二年広島県規則第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（以下「本庁各課」と総称する。）」を削る。

第七条第二項ただし書中「ただし、」の下に「各部局（別表上欄に掲げる部局をいう。

以下同じ。）においては、」を加え、「以下同じ。）においては、参事」を「」の参事又

は「経営企画監」に改める。

第八条第二項中「幹事課」を「各部局」に改め、同条第三項中「幹事課」を「各部局」に、「他の本庁各課」を「各課」に、「他の部局の本庁各課」を「他の部局の各課」に改める。